

令和5年度 古殿町職員（資格免許職）採用候補者試験募集要項

古殿町職員（保健師）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

○ 保健師 若干名

2. 受験資格

平成7年4月2日以降に生まれたも者。（学歴は問いません。）

資格、免許を有する者又は令和5年3月までに取得見込みの者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 古殿町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

高校卒業程度で次により行います。

(1) 第1次試験

・教養試験 Light

社会への関心・理解、基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を見る試験

・出題数

60題 75分 四肢択一

・出題分野

社会への関心と理解 24題

言語的な能力 18題

論理的な思考力 18題

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、専門試験、小論文試験等及び主として人物について個別面接による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	令和4年 9月18日 (日)	受付 9:00~9:30 教養試験 10:00~11:15 適性検査 13:00~14:30	石川郡石川町字 長久保185-4 石川町役場	令和4年 10月下旬 町役場掲示板に合格者 番号を掲示するほか、 受験者に合否を通知し ます。
第2次試験	令和4年 11月上旬	別に通知する。	古殿町大字松川字 新桑原31番地 古殿町役場 TEL0247-53-3111	令和4年 12月上旬

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、古殿町の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、古殿町役場総務課で交付します。
また、古殿町ホームページからもダウンロードできます。(B4サイズで出力)

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「**資格免許職試験申込用紙請求**」と書いて、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封して送付してください。

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入し、受験票を切り離さず古殿町役場総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒に赤で「資格免許職試験申込」と書き84円切手を貼った自分宛の返信用封筒（定型サイズ）を同封し、必ず簡易書留にて送付してください。
- ② 受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

令和4年7月13日（水）から 令和4年8月12日（金）まで
執務時間内（8：30～17：15）に限ります。）

郵便による申込書提出期限は、8月10日（水）の消印まで有効といたします。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、古殿町個人情報保護条例第25条の2の規定により口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表 日から1ヶ 月間	古殿町役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
※ 解答用紙は、「HB」の鉛筆を使用してマークする方法です。「HB」以外の鉛筆、万年筆、ボールペン等は、機械による読み取りが不能なので使用できません。
- (2) 受験者は、昼食を持参すること。
- (3) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用して下さい。
- (4) 受付時間は厳守してください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、試験の延期などの連絡事項をお知らせする場合があります。